

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務

(2) 業務の内容

「鳥取うみなみロード」の沿線各地にモニュメントを設置することで、地域の機運を高めるとともに、サイクリストの来訪促進、沿線地域の魅力向上、そして情報発信力の強化を図ることを目的とする。

なお、詳細は令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務委託プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)の別添1「仕様書」による。

(3) 業務の期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額 金8,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体(JV)とし、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有していること。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかに登録されている者であること。

(ア) イベント・広告・企画の物品(特注品)

(イ) イベント・広告・企画の看板(デザインと制作)

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年6月20日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより5の(2)の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の(2)の場所に必ず連絡すること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画書等の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが

行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

キ 本プロポーザルに参加する共同企業体（ＪＶ）の構成員でないこと。

（２）共同企業体（ＪＶ）

ア 全ての構成員は、前号のア、イ及びエからオまでに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 構成員のいずれかが、前号のウに掲げる要件を満たしていること。

ウ 構成員のいずれかが、前号のカに掲げる要件を満たしていること。

エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体（ＪＶ）の構成員を兼ねている者でないこと。

３ 評価方法

企画書の評価は、令和７年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務プロポーザル審査会においてプロポーザル実施要領の別添２「令和７年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、次の項目について評価する。

- （１）企画・デザインの創意工夫
- （２）環境との調和
- （３）構造・施工の信頼性
- （４）実施体制・工程管理

４ 選定方法

（１）令和７年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務プロポーザル審査会の各審査員（以下「各審査員」という。）の評価点（１００点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。

（２）最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

（３）審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、合計点数が６割以上の最低基準点に達しなかった場合、または、各審査員の１名でも、各評価項目のいずれかで１点の採点とした場合は選定対象外とする。

（４）審査結果については、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/297911.htm>)で公表するとともに提案者全員に通知する。

５ 手続き等

（１）この公募型プロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

〒６８０－８５７０ 鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課 サイクルツーリズム振興室 安田

電話 ０８５７－２６－７２７３／ファクシミリ ０８５７－２６－８３０８

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和7年5月30日（金）から同年7月31日（木）までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/297911.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月30日（金）から同年7月31日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

（1）の場所に同じ。

(4) 参加申込み

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年6月20日（金）午後5時15分までに、プロポーザル実施要領の様式第1号「参加申込書」及び様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書（単独企業）」又は様式第3号「公募型プロポーザル参加資格確認書（共同企業体（JV）」（以下「参加申込書等」という。）を電子メールもしくはファクシミリにより（1）の場所に提出すること。

6 企画書等の提出

(1) 提出方法及び提出場所

7の提出書類をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体を5の（1）の場所に持参又は郵便等により提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、提出すること。

(2) 提出期間

令和7年5月30日（金）から同年7月31日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等による場合は、令和7年7月31日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

7 提出書類

(1) 企画書

(2) 会社概要及び事業実績

(3) 見積書

8 提出書類の作成要領

(1) 企画書

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) モニュメントのデザインの基本的な考え方（テーマ、ターゲット、工夫等）

(イ) 各地域設置場所における周辺環境への配慮（特に東部については、自然公園法上の許可手続について事前相談済であるか等）

（東部エリア設置に係る注意事項）

- ・自然公園法上の「広告物の設置等」に該当し、許可基準は別添の「自然公園法施行規則第11条第21項第3号」が適用。

- ・形状、色彩等については、別添の「山陰海岸国立公園管理運営計画書（エ. 広告物の設置等（イ）その他の広告物）」の審査基準に適合すること。

※なお、上記の基準に適用するかは、事前に以下の連絡先に相談すること（自然公園法上の設置に係る許可申請については、選定後に実施）。

連絡先：鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 0857-26-7200

(ウ) 構造及び施工方法

(エ) 実施体制・工程管理

(2) 会社概要及び事業実績

様式及び記載内容は任意とする。

(3) 見積書

見積書は、次の事項に従って作成すること。

(ア) 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。

(イ) 見積書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(ウ) 1の(4)に示す予算額を超える見積書は無効とする。

(エ) 項目毎（設計・制作・運搬・設置・付帯工事等）に明確に記載すること。

※提出された書類は、原則として返却しない。なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和7年8月下旬 日時は別途通知する。

(2) 場所 鳥取県庁（鳥取市東町1丁目220番地）

(3) 実施方法等

ア 同日、別途通知する開始時刻までに、待機しておくこと。

イ プレゼンテーションは、一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、各審査員からの質問時間を10分間設ける。

10 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

1 1 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として本件業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 2 その他

（1）企画書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画書、5の（4）の参加申込書等の提出がないものが提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

（2）参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

（4）その他

詳細は、プロポーザル実施要領による。